



# 除雪をスムーズに進めるために

皆さんが利用する道路を少しでも早く除雪するため、民間の除雪車両を借り上げて除雪体制を整えています。ため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

毎年、町には除雪に関する多くの声が寄せられています。その代表的な質問と要望についてお答えします。

## 町道除雪の 出動基準は？

次のいずれかの場合に除雪車は出動し、道路の雪を両側にかき分ける形で除雪を行います。

※雪の量によっては左右均等に除雪できない場合もあります。

- ①積雪が10cmを超え、さらに雪が降り続ける場合
- ②圧雪などで、交通事故や交通障害が発生する危険がある場合
- ③強風などで、路面の吹きだまりがひどい場合
- ④融雪などで、道路のわだちが著しい場合
- ⑤道路パトロール等により、除雪が必要と判断した場合

## 雪が降っていても除雪車が出動しない場合があるのはなぜ？

- ①通勤・通学などの交通ラッシュ時を避けるため
- ②時間がかかる団地内の除雪を1回の出動で効率良

## 除雪車がなかなか来ないのですが…

一台の除雪車が除雪を完了するまでに6〜8時間程度の時間がかかりますので、地域によっては除雪が遅れる場合があります。

## 公園(街区公園)に雪を捨てたい

住宅地内にある公園(街区公園)に雪を捨てることはできません。

ただし、次の2つのルールを守ってください。

- ①雪捨ては、ママさんダンブやスコップでのみ行ってください。

※シヨベルローダーやトラックでの排雪は、町指定の雪捨て場に運搬し、捨ててください。

②雪を捨てる際は、歩道まではみ出さないようにしてください。

## 【注意！】

街区公園の管理は公区にお願いしています。公区によっては、公園への雪捨てを禁止している場合がありますので、公区長にご確認ください。

## なぜ除雪車は家の前に雪を置いて行くの？

く済ませ、除雪後の道路に雪を残さないように作業を完了させるため

③安全性の確保が困難なため

④日中の気温がプラスで、翌日以降もプラスの気温で雪が融けることが見込まれるため

道路の雪を両側にかき分けて除雪を行うので、道路の両側にはどうしても雪が残ってしまいます。素早く効率的に除雪を行い道路を確保するため、現在の方法で行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。各住宅の出入口付近の除雪は各家庭の皆さんでお願いします。

また、住宅地の道路には、歩道のように見える部分があります。これは、電柱や標識、ガス管などを地下に埋設するスペースとして設けており、冬は堆雪スペースとしても使用しています。

## 除雪に関するお願い

### 路上駐車をしないでください

路上駐車は除雪作業の妨げになるだけでなく、救急車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。路上駐車は絶対にしないでください。

### 道路に障害物を置かないでください

自宅前の路上や車庫出入口の障害物(スロープ、看板用ブロックなど)は、除雪作業の妨げになりますので、撤去をお願いします。

### 車道へ雪を出さないでください

車道への雪出しは、出した雪が圧雪され、路面にわだちができるなど事故の原因になるばかりでなく、法律違反でもありますのでお止めください。

### 道路付近でのそり遊びなどはしないでください

道路付近の雪山ではソリやミニスキーなどで遊ばないでください。道路への飛び出し事故につながり、大変危険です。

高齢者世帯の雪かき、公区の雪捨て場確保、除雪機の導入、地域内除排雪などの公区活動に対する支援があります。詳しくは8ページをご覧ください。

### 除雪車には近づかないでください

細心の注意を払って除雪をしていますが、除雪車には死角がたくさんあり大変危険です。除雪作業中は除雪車に絶対に近付かないでください。

### 車庫前や玄関前の雪処理にご協力ください

除雪は道路上の雪を両側にかき分ける作業のため、玄関や車庫の前に雪がたまってしまいます。出入口の除雪について、ご協力をお願いします。

### 深夜・早朝作業にご理解ください

通勤・通学の時間帯までに除雪作業を終わらせるため、深夜や早朝に作業を行う場合があります。騒音等ご迷惑をおかけしますがご理解をお願いします。

### センターラインを越えた除雪作業にご注意ください

車道を除雪する際に、センターラインを越えて作業する場合がありますので、ご注意ください。

### 屋根の雪、つららの撤去にご協力ください

屋根の雪やつららなどが歩道や車道に落下すると大変危険です。事故防止のため、屋根の雪やつららは早めに取り除いてください。また、軒下を通行する際は、落氷雪に十分注意するようにしてください。

## 道路への雪捨ては犯罪です

自宅や店舗、事務所などの雪を道路に捨てる行為は「道路交通法第76条3項」、「道路法第43条2号」に違反し、懲役や罰金に処せられる犯罪です。交通妨害となるような道路への雪出しを見かけたら、警察に通報または土木課管理係(54-6622)に連絡してください。



## 雪捨て場のご案内



## 除雪に関する問い合わせ先

- 【幕別・札内地域】**
- ▶町道:土木課管理係(TEL 0155-54-6622)
  - ▶道道:十勝総合振興局帯広建設管理部(TEL 0155-27-8727)
  - ▶国道:帯広開発建設部帯広道路事務所(TEL 0155-25-1250)

- 【忠類地域】**
- ▶町道:忠類総合支所経済建設課建設管理係(TEL 01558-8-2111)
  - ▶道道:十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所(TEL 01558-6-3141)
  - ※道道幕別大樹線(駒島市街~旧忠類町界)、道道駒島更別線(駒島市街~更別村界)は十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所にお問い合わせください。
  - ▶国道:帯広開発建設部広尾道路事務所(TEL 01558-2-3148)

## 第8期忠類地域住民会議委員を公募します

### ◆審議事項と主な役割

町長の諮問に応じて調査・審議するほか、諮問によらない事項に関しても、町長に意見を述べる事ができます。

### ◆公募の条件

- ・20歳以上で幕別町忠類に住所を有する方
  - ・2つ以上の**附属機関**の委嘱を受けていない方
- ※附属機関  
⇒執行機関の事務に関して審査、審議、調査を行うために設ける審議会、協議会等

### ◆公募委員数 5人

### ◆委員任期

令和2年2月6日～令和4年2月5日(2年間)

### ◆申し込み方法

町附属機関委員申込書を持参するか、郵送・FAXで提出してください。申込書は、町ホームページからダウンロードできるほか、提出先にも備え付けてあります。

### ◆公募受付期間 12月20日(金)まで

### ◆委嘱の可否 選考終了後文書により通知します。

### ◆提出先

忠類総合支所地域振興課  
(〒089-1707 幕別町忠類錦町439番地1)

☎忠類総合支所地域振興課

(☎8-2111、☎8-3131)

## 臨時窓口を開設します

役場の年末年始の閉庁期間が12月28日(土)から1月5日(日)までの9日間となるため、**印鑑証明書・住民票・戸籍の証明書交付に限り**、臨時に役場、忠類総合支所および札内支所の窓口を開設します。

なお、閉庁期間中に上記以外の諸証明などを必要とする方は、**12月27日(金)までに**手続きをされますようお願いいたします。

### ◆実施日時

12月30日(日) 午前9時～午後3時

### ◆実施場所

役場、忠類総合支所、札内支所

### ◆取扱業務

印鑑証明書の交付、住民票の証明書交付  
戸籍の証明書交付

※戸籍に関する各種届出(出生・死亡・婚姻等)については、通常の閉庁日と同様に役場当直室、忠類総合支所で受け付けします。

### ◆その他

臨時業務以外のものは取り扱うことができませんので、ご了承ください。(上記以外の諸証明(税関係等)の交付、住民票の異動(転入や転出等)、国民健康保険、国民年金、個人番号カード、パスポートに関する手続き、各種税・料金のお支払い等)

☎住民生活課住民係・戸籍係(☎54-6602)

## 年末年始の公共施設休館情報

休館期間	対象施設
12月28日(土)～ 1月3日(日)	図書館(本館、札内分館、忠類分館)
12月28日(土)～ 1月5日(日)	役場(札内支所、忠類総合支所、糠内・駒島出張所、教育委員会等関係窓口を含む)、保健福祉センター
12月29日(日)～ 1月3日(日)	札内コミュニティプラザ、コミュニティセンター(葬儀の場合を除く)、老人福祉センター、駒島公民館、町民会館、集団研修施設こまはた、ふるさと館、まなびや相川、まなびや中里、蝦夷文化考古館、忠類ナウマン象記念館、百年記念ホール、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館

## 公区内の除雪・排雪対策に「協働のまちづくり支援事業」をご活用ください

町では、公区の助け合い活動支援事業として、次のとおり公区が行う各種事業に対し、交付金を交付しています。公区内の除雪・排雪対策にご活用ください。事業の利用にあたっては、公区長から申請書と必要書類の提出が必要となります。必要書類等の詳細はお問い合わせください。

☎・☎住民生活課住民活動支援係(☎54-6602)



### (1) 雪かき支援

交付対象	高齢者の一人暮らし世帯および高齢者世帯並びに単身障がい者世帯等の除雪支援
交付率	除雪1戸につき5,000円(定額)
限度額	
留意事項	①公区住民自らが公区内において実施する除雪を対象とする。 ②除雪戸数は実戸数とする。

### (3) 地域内除雪機械導入

交付対象	除雪機械・小型融雪機械導入に係る経費 ※公区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪、近隣センター・公区会館の除雪への使用を目的としたもの。
交付率	1/1(上限あり)
限度額	250,000円
留意事項	①1公区につき1台を限度とし、導入後10年以上使用すること。 ②導入した機械は、雪かき支援事業に使用することができます。 ③複数公区での申請も可能です。



### (2) 雪堆積場確保

交付対象	市街地の空き地等への雪捨て場確保に係る経費	
交付率	1/1(上限あり)	
限度額	雪捨て場1か所の面積	
	330平方メートル未満	10,000円
	330～660平方メートル未満	15,000円
	660平方メートル以上	20,000円
留意事項	①市街地内または市街地に隣接する私有地に設置する雪捨て場を対象とする。 ②4戸程度の住民が利用できる土地を選ぶこと。 ③対象とする経費は、土地の確保に係る額とする。 ④契約期間が満了した際は、清掃等を行い元の状態に戻すこと。	

### (4) 地域内排雪

交付対象	公区内の道路および交差点の安全確保のための排雪に係る経費		
交付率	1/2(上限あり)		
限度額	道路	1メートルにつき 500円	
	交差点	3差路	17,000円
		4差路	34,000円
留意事項	①市街地の排雪を対象とする。 ②同一路線または交差点の排雪に対する申請は、年度内1回を限度とする。 ③道路の排雪は、片側につき交差点を両端とする区間すべてを排雪した路線を対象とする。		

## Jアラートを用いた情報伝達試験を実施します

全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達試験が、全国一斉に実施されます。幕別町の防災情報メールにご登録をいただいている方には、次のとおりメールが配信されます。

- ◆試験日時 12月4日(※) 午前11時
- ◆配信内容
  - <送信者> 幕別町防災環境課
  - <件名> 【国民保護情報】即時音声書換情報
  - <メール本文>
    - 「即時音声合成」
    - 2019年12月4日 11時00分
    - これは、Jアラートの試験です。
    - 対象区域:全土区域

【全国瞬時警報システム(Jアラート)とは】  
地震や武力攻撃などの国から送られてくる緊急情報を瞬時に伝えることにより、被害の軽減を目的とした情報伝達システムです。

- ◆その他 忠類地域では防災情報メールと併せて、防災無線のテスト放送を行います。
- ※試験は中止となる場合があります。中止の連絡は行いませんのでご了承ください。
- ※Jアラートでは、本試験とは別に毎月第4水曜日にメールの自動配信テストを行っております。防災情報メールにまだ登録していない方、登録しているが届いていないという方は、登録を行うか、下記にお問い合わせください。

☎防災環境課防災危機管理係(☎54-6601)

### ◆◇防災情報メール◆◇

携帯電話/スマートフォンでQRコードを読み取るか、下記アドレスまで空メールを送信し、最新の防災情報を入手しましょう。

✉ touroku.makubetsu-town@raidan.ktaiwork.jp

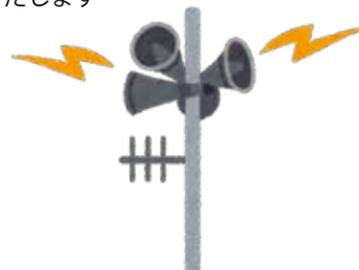


## 防災無線屋外スピーカー音声伝達試験を実施します

災害時に備えた防災無線の導入検討にあたり、屋外スピーカーの音声伝達試験を実施します。この試験は、屋外スピーカーから大きな音を流し、どこまで聞こえるかを確認する試験です。近隣住民の皆さまには、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ◆試験日 12月9日(月)
- ◆実施場所・時間
  - ①幕別町役場(幕別町本町130番地1) 正午～午後1時
  - ②札内南小学校(幕別町札内文京町29番地) 午後3時30分～午後4時30分
- ◆実施方法 チャイムとアナウンスによるテスト放送を複数回流します。

☎防災環境課防災危機管理係(☎54-6601)



## 「救急医療情報キット」で緊急時に備えましょう

急病時や災害が起きたとき、本人や家族から詳しい情報が聞けない状況でも救急隊員に医療情報等を伝え、迅速な救急医療活動に役立つ、「救急医療情報キット」を対象の方に無料で配布しています。

救急医療情報キットに緊急連絡先や持病の有無、かかりつけ医などの情報を記入して自宅の冷蔵庫に保管しておき、もしもの場合に備えましょう。

- ◆配布対象 65歳以上のみの世帯(1人暮らしを含む)、障がいのある方、健康上に不安のある方
- ◆申請・配布場所 福祉課、札内支所、糠内出張所、ふれあいセンター福寿  
☎福祉課社会福祉係(☎54-6612)



- ◆救急医療情報キットの内容
  - ①救急医療情報を記載する用紙
  - ②救急医療情報を入れる円筒型プラスチック容器
  - ③保管場所を示す冷蔵庫貼り付け用マグネットシール
  - ④キットを設置していることを示す玄関ドア用シール

## テーマ 自主防災組織

### 自主防災組織って どんな活動をするの?

☎防災環境課  
防災危機管理係  
(☎54-6601)



自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。

災害から身を守るには、自分の身は自分で守る「自助」と、住民が協力して地域ぐるみで取り組む「共助」が必要で、それを活かすためには「自主防災組織」の存在が必要不可欠です。災害が発生したときに、地域住民が共通認識をもって自助・共助ができるように、次のような活動を行います。

#### ≪平常時≫

- ・災害に備えた訓練や防災研修を行う
- ・避難時に支援が必要な方の把握と、支援計画を立てる

#### ≪災害時≫

- ・避難誘導や避難支援、救出救護を行う
- ・避難所の運営、給食給水活動などの様々な共助活動を行う

#### ポイント

普段の公区活動などに防災に関連した要素を盛り込み、日頃からみんなで連携しあいながら防災意識を高めましょう。

自主防災組織の一割	本部	情報班	救出救護班	給食給水班	避難誘導班	消火班
平常時の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場、消防署との連絡調整</li> <li>・研修会・防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の把握</li> <li>・避難先の把握</li> <li>・情報収集・伝達訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災資機材の点検</li> <li>・救急講習の受講</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食・給水訓練の実施</li> <li>・給水場所の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の周知</li> <li>・要支援者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内の安全点検の指導</li> <li>・消火栓などの点検</li> </ul>
災害時の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動班との連絡</li> <li>・役場、消防署などへの連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の伝達</li> <li>・安否の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生き埋め者などの救出</li> <li>・負傷者の応急手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の調達配分</li> <li>・炊き出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路の安全確認</li> <li>・お年寄りなどの避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火防止の呼びかけ</li> <li>・初期消火</li> </ul>

### ◆自主防災組織に対する支援

幕別町協働のまちづくり支援事業の公区防災活動支援事業により、公区の防災活動を支援することを目的に、次のとおり、町より公区に対し交付金を交付しています。

交付対象	防災計画の策定、避難用非常持出袋の整備、避難訓練等の実施に係る備品および消耗品等に係る経費、防災資機材等の購入に係る経費	
交付率	防災計画の策定	1 / 1 (100,000円まで)
	非常持出袋の整備	1 / 3 (1セット1,000円まで)
	訓練等の実施による備品購入・防災資機材等の購入に係る経費	2 / 3 (100,000円まで)
実施基準	訓練等の実施による消耗品等に係る経費	1 / 1 (20,000円まで)
	防災計画を必ず策定すること。	